

# 世田谷区公報

## 目次

### 規 則

- 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (88) ..... 2
- 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (89) ..... 2
- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (90) ..... 2
- 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則の一部を改正する規則 (91) ..... 3
- 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則 (92) ... 3
- 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則 (93) ..... 3
- 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則 (94) ..... 3

### 訓 令 甲

- 世田谷区事故及び争訟処理規程の一部改正 (45) ..... 3

### 告 示

- 世田谷区立公園条例に基づく水泳場の使用料の収納事務委託の告示 (515) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (516) ..... 4
- 会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示 (517) ..... 4
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定事項の変更の告示(518) ... 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業の指定事項の変更の告示 (519) ..... 4
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (520) ..... 4
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の告示 (521) ..... 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (522) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (523) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の指定の告示 (524) ..... 5
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (525) ..... 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示 (526) ..... 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性

- 特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示 (527) ..... 5
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示 (528) ..... 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(529) ... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (530) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (531) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (532) ..... 5
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (533) ..... 6
- 建築基準法に基づく道路位置指定の取消しの告示 (534) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (535) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (536) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (537) ..... 6
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (538) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (539) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (540) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (541) ..... 6
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (542) ..... 6
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の廃止の告示 (543) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (544) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (545) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (546) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (547) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (548) ..... 7
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (549) ..... 7
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (550) ..... 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(551) ... 7
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示(552) ... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示 (553) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (554) ..... 8

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (555) ..... 8
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (556) ..... 8
- 世田谷区住居表示に関する条例に基づく街区の区域及び街区符号変更の告示 (557) ..... 8
- 建築基準法に基づく道路指定の告示 (558) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (559) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (560) ..... 8
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (561) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (562) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更の告示 (563) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (564) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (565) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (566) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の一部廃止の告示 (567) ..... 9
- 世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示 (568) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (569) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (570) ..... 9
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (571) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (572) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (573) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (574) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (575) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (576) ..... 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出の告示 (577) ..... 10
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者の指定の告示 (578) ..... 10
- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示 (579) ..... 10
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (580) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示 (581) ..... 11
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示 (582) ..... 11

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(583).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(584).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(585).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(586).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(587).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(588).....11

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(589).....11

○道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示(590).....12

○建築基準法に基づく道路指定の告示(591).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(592).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(593).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更の告示(594).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(595).....12

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(596).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(597).....12

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(598).....12

○世田谷区立公園条例に基づく世田谷区立烏山川緑道の区域変更の告示(599).....13

○世田谷区公共物管理条例施行規則に基づく区管理道路線の区域変更及び供用開始の告示(600).....13

○道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示(601).....13

**公 告**

○都市計画法に基づく都市計画変更案縦覧の公告(45).....13

○住民基本台帳法に基づく住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況の公表(46).....13

○国土調査法に基づく地籍調査の実施の公告(47).....13

○世田谷区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則に基づく世田谷区行政手続条例に規定する聴聞の実施の公告(48).....13

○建築基準法に基づく建築協定加入届提出の公告(49).....13

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(50).....13

○都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告(51).....14

**規 則(教)**

○幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(20).....14

**告 示(教)**

○世田谷区教育委員会会計年度任用

職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示(2).....14

**告 示(選)**

○令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示(22).....14

○令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における期日前投票所における投票管理者の一部を変更する告示(23).....14

○令和2年7月5日執行の東京都知事選挙における投票管理者の一部を変更する告示(24).....14

○公職選挙法に基づく選挙人名簿からの抹消の告示(25).....14

**告 示(農)**

○農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示(7).....14

規 則

次に掲げる規則を公布する。  
 令和2年7月15日  
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区規則第88号**  
 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第89号**  
 会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成10年3月世田谷区規則第34号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1条を加える。  
 第6条 令和2年度における第24条の2第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。

**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、令和2年7月1日から適用する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年1月世田谷区規則第4号)の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。  
 3 令和2年度における第26条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。

**附 則**  
 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の規定

は、令和2年7月1日から適用する。

次に掲げる規則を公布する。  
 令和2年7月31日  
 世田谷区長 保坂展人

- 世田谷区規則第90号**  
 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第91号**  
 世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第92号**  
 世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第93号**  
 世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則
- 世田谷区規則第94号**  
 世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例施行規則(昭和31年12月世田谷区規則第15号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第2号中「起算して1月以内」を「、基本手当に相当する退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日までの間(同項の規定により加算された期間が4年に満たない場合は、当該期間の最後の日までの間)」に改める。

付則に次の1項を加える。

8 条例第13条第1項の規定による退職手当の支給を受けることができる資格に係る退職の目が雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4に規定する離職の日に相当する期間内である者に係る第10条の2の規定の適用については、同条中「次のとおり」とあるのは「雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)附則第1条の4の規定により読み替えられた同規則第36条(各号列記以外の部分に限る。)に規定する理由により退職した者のほか、次のとおり」とする。

**附 則**  
 (施行期日等)

1 この規則は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行し、この規則による改正後の付則第8項の規定は、令和2年5月1日以後に退職した者について適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の第11条第2項第2号の規定は、職員の退職手当に関する条例(昭和31年12月世田谷区条例第44号)第13条第1項又は第3項の規定による退職手当の支給を受ける資格に係る退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が施行日以後にある者からの申出について適用し、当該退職の日の翌日から起算して4年を経過する日が施行日前に

ある者からの申出については、なお従前の例による。

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例施行規則(平成30年3月世田谷区規則第50号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「苦情の申立てをしようとする場合にあつては苦情申立書(第1号様式)を、意見の申立て又は相談をしようとする場合にあつては意見申立・相談書(第2号様式)」を「苦情申立・意見申立・相談書(第1号様式)」に改め、同条第2項中「うち、苦情又は意見の申立てに係る」を削り、「苦情又は意見の申立て処理結果通知書(第3号様式)」を「苦情の申立て等処理結果通知書(第2号様式)」に、「当該苦情又は意見の申立てを」「当該苦情の申立て等」に改める。

第1号様式中「苦情申立書」を「苦情申立・意見申立・相談書」に、「申立人」を「申立人又は相談人」に、「苦情の申立て」を「苦情の申立て等」に改める。

第2号様式を削る。

第3号様式中「苦情又は意見の申立て処理結果通知書」を「苦情の申立て等処理結果通知書」に、「提出のあった苦情又は意見の申立て」を「行われた苦情の申立て等」に、「苦情又は意見の申立ての趣旨」を「苦情の申立て等の趣旨」に、「及び措置」を「措置」に改め、同様式を第2号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区児童福祉法の施行に関する規則(昭和62年3月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

第2条の11中「高額通所給付費支給申請書」を「高額通所・入所給付費支給申請書」に改める。

第7条の5第1項中「高額障害児入所給付費支給申請書」を「高額通所・入所給付費支給申請書」に改める。

第1号の4様式中「第2条の11関係」を「第2条の11、第7条の5関係」に、「高額通所給付費支給申請書」を「高額通所・入所給付費支給申請書」に、「高額通所給付費の」を「高額通所給付費の高額入所給付費の」に、「高額通所給付費を」を「高額通所給付費の高額入所給付費」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和2年8月1日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区児童福祉法の施行に関する規則の規定に基づき作成された様式のうち現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区保健所長委任規則の一部を改正する規則

世田谷区保健所長委任規則(昭和50年4月世田谷区規則第33号)の一部を次のように改正する。

別表19の項中第15号を第16号とし、第3号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号中「第7条第1項」を「第12条第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項中第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

- (1) 法第8条第1項の規定による届出の受理及び同条第2項の規定による報告

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

世田谷区食品衛生法施行細則の一部を改正する規則

世田谷区食品衛生法施行細則(昭和50年4月世田谷区規則第42号)の一部を次のように改正する。

第8条を第13条とする。

第7条第1項第1号中「掲げる」の次に「生食用食肉(法第13条第1項に規定する基準又は規格に適合するものをいう。以下同じ。))」を加え、同号イを同号アとし、同号ロ中「もの」の次に「に限る。」を加え、同号ロを同号イとし、同号ハ中「もの」の次に「に限る。」を加え、同号ハを同号ウとし、同項第2号イ中「前号イからハまで」を「前号アからウまで」に改め、同号イを同号アとし、同号ロを同号イとし、同条第2項第1号中「第6号の1様式」を「第11号様式」に改め、同項第2号中「第6号の2様式」を「第12号様式」に改め、同項第3号中「第6号の3様式」を「第13号様式」に改め、同条を第12条とする。

第6条中「第5号様式」を「第10号様式」に改め、同条を第11条とする。

第5条を削る。

第4条中「第3号様式」を「第9号様式」に改め、同条を第10条とする。

第3条中「第2号様式」を「第8号様式」に改め、同条を第9条とする。

第2条の4中「第1号の5様式」を「第7号様式」に改め、同条を第8条とする。

第2条の3中「第1号の4様式」を「第6号様式」に改め、同条を第7条とする。

第2条の2中「の規定による」を「に規定する」に、「第1号の3様式」を「第5号様式」に改め、同条を第6条とし、同条の前に次の1条を加える。

(許可書の交付)

第5条 区長は、法第52条第2項の規定により許可をしたときは、第4号様式による許可書を交付する。

第2条中「第1号の2様式」を「第3号様式」に改め、同条を第4条とする。

第1条の2中「第1号様式」を「第2号様式」に改め、同条を第3条とし、同条の前に次の1条を加える。

(特別の注意を要する成分等を含む食品による健康被害情報の届出書)

第2条 省令第2条の2第1項に規定する届出書は、第1号様式による。

第6号の3様式中「第7条関係」を「第12条関係」に、「第7条第2項第3号」を「第12条第2項第3号」に改め、同様式を第13号様式とする。

第6号の2様式中「第7条関係」を「第12条関係」に、「第7条第2項第2号」を「第12条第2項第2号」に改め、同様式を第12号様式とする。

第6号の1様式中「第7条関係」を「第12条関係」に、「第7条第2項第1号」を「第12条第2項第1号」に改め、「もの」の次に「に限る。」を加え、同様式を第11号様式とする。

第5号様式中「第6条関係」を「第11条関係」に「世田谷区食品衛生法施行細則第6条」を「世田谷区食品衛生法施行細則第11条」に改め、同様式を第10号様式とする。

第3号様式中「第4条関係」を「第10条関係」に、「世田谷区食品衛生法施行細則第4条」を「世田谷区食品衛生法施行細則第10条」に改め、同様式を第9号様式とする。

第2号様式中「第3条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を第8号様式とする。

第1号の5様式中「第2条の4関係」を「第8条関係」に改め、同様式を第7号様式とする。

第1号の4様式中「第2条の3関係」を「第7条関係」に改め、同様式を第6号様式とする。

第1号の3様式中「第2条の2関係」を「第6条関係」に改め、同様式を第5号様式とする。

第1号の2様式中「第2条関係」を「第4条関係」に改め、同様式を第3号様式とする。

第1号様式中「第1条の2関係」を「第3条関係」に改め、同様式を第2号様式とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式省略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
2 この規則の施行の際、この規則による改正前の世田谷区食品衛生法施行細則の規定に基づき作成された様式のうち現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。

訓 令 甲

◎世田谷区訓令甲第45号

庁 中 一 般
総 合 支 所
児 童 相 談 所
保 健 所
出 張 所
事 業 所

世田谷区事故及び争訟処理規程(昭和62年11月世田谷区訓令甲第60号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

第5条第1項中「、又は」を「又は」に、「事件解決」を「事件の処理(以下「事件処理」という。))」に改め、同条第2項中「事故又は争訟」を「事件」に、「事件解決」

世田谷区公報

を「事件処理」に改める。  
第6条の見出しを「(事件処理に係る具体的な方針及び事件処理会議)」に改め、同条第1項を次のように改める。

区長は、事故発生報告又は争訟発生報告を受けたときは、事件処理に係る具体的な方針(以下「具体的方針」という。)を定めるものとする。この場合において、事件処理の適正を期するため必要と認めるときは、事件処理会議(以下「会議」という。)を設けるものとする。

第7条第1項各号列記以外の部分中「の各号に定める」を「に掲げる」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 具体的方針の案  
第7条第1項第3号中「事件解決」を「事件処理」に改める。

第8条を次のように改める。  
(法的措置の依頼)

第8条 区長は、具体的方針に基づき、出訴、応訴等の法的措置を必要とする旨を決定したときは、速やかに特別区人事・厚生事務組合法務部(以下「法務部」という。)等に法的措置の依頼をするとともに、代理人の選定をするものとする。この場合において、法的措置の依頼及び代理人の選定の手続は、総務部区政情報課において行うものとする。

第9条中「第6条の規定による」を削り、「場合には」を「と区長が認めた場合は、

具体的方針に基づき」に改める。  
第11条中「事件の処理」を「事件処理」に改める。

告 示

◎世田谷区告示第515号

世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第13条に規定する使用料のうち、水泳場の使用料の収納事務については、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、次のとおり委託したので告示する。

令和2年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 委託した相手方  
(1) 名称 株式会社エイト世田谷支店  
(2) 所在地 東京都世田谷区喜多見四丁目23番21号
- 2 委託対象の施設及び委託期間  
(1) 施設名 世田谷区立世田谷公園水泳場及び世田谷区立玉川野毛町公園水泳場  
(2) 委託期間 令和2年7月1日から同年9月23日まで

◎世田谷区告示第516号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供

用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号 40-1
- 2 供用開始の区間 世田谷区北沢三丁目577番21から577番23まで
- 3 供用開始の区域  
延長 10.04メートル  
幅員 1.22メートルから2.42メートルまで  
面積 18.95平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年7月1日

◎世田谷区告示第517号

会計年度任用職員の報酬の額に関する規程(令和2年4月1日世田谷区告示第341号)の一部を次のように改正する。

令和2年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

本則の表世田谷清掃事務所業務員の項から砧清掃事務所業務員の項までを次のように改める。

世田谷清掃事務所業務員	月額	24,990円から133,284円までの額	4,998円から26,656円までの額	29,988円から159,940円までの額
玉川清掃事務所業務員	月額	24,990円から133,284円までの額	4,998円から26,656円までの額	29,988円から159,940円までの額
砧清掃事務所業務員	月額	24,990円から133,284円までの額	4,998円から26,656円までの額	29,988円から159,940円までの額

◎世田谷区告示第518号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の20第3項及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、世田谷区指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定等に関する規則(令和元年11月世田谷区規則第49号)第7条第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年7月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第519号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の25第3項の規定による変更の届出があったので、世田谷区指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定等に関する規則(平成24年3月世田谷区規則第25号)第8条第1項の規定により告示する。

令和2年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 事業者の名称 特定非営利活動法人S. U総合企

- 画
- 2 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区上北沢四丁目10番8号
- 3 事業所の名称 マーベラス
- 4 事業所の所在地 (変更前) 東京都世田谷区上北沢三丁目17番7号 (変更後) 東京都世田谷区八幡山三丁目26番8号
- 5 事業所番号 1331203354
- 6 事業の種類 特定相談支援事業
- 7 事業の主たる対象者 知的障害者及び精神障害者
- 8 変更の年月日 令和2年4月1日

◎世田谷区告示第520号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月1日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号 11-D052-03
- 2 変更の区間 世田谷区北沢四丁目876番19
- 3 変更の区域  
延長 2.01メートル  
幅員 0.74メートルから0.78メートルまで  
面積 1.56平方メートル
- 4 供用開始の期日 令和2年7月1日

◎世田谷区告示第521号

子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認をしたので、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。

令和2年7月1日  
世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第522号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬二丁目9番10地先無番
- 3 変更の区域  
延長 8.25メートル  
幅員 1.06メートル  
面積 8.79平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月1日

◎世田谷区告示第523号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のように廃止する。

この関係図面は、令和2年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
12-G026
- 2 一部を廃止する起終点  
(旧)世田谷区上馬二丁目911番地先無番から9番14地先無番まで  
(新)世田谷区上馬二丁目9番10地先無番から9番14地先無番まで
- 3 廃止の期日  
令和2年7月1日

◎世田谷区告示第524号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように指定する。

この関係図面は、令和2年7月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
12-G026-01
- 2 指定する起終点  
世田谷区上馬二丁目9番11地先無番から9番10地先無番まで
- 3 用途  
区管理道路

◎世田谷区告示第525号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月1日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区太子堂二丁目310番19から310番22まで
- 3 供用開始の区域  
延長 8.79メートル  
幅員 1.63メートル  
面積 15.08平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月1日

◎世田谷区告示第526号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第527号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第528号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区告示第529号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。

令和2年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称  
ソフィアケアプラン三軒茶屋
- 2 事業所の所在地  
東京都世田谷区太子堂四丁目30番22号K'sアパートメント202
- 3 事業者の名称  
ソフィアメディ株式会社
- 4 廃止届受理年月日  
令和2年6月25日
- 5 サービスの種類  
居宅介護支援

◎世田谷区告示第530号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
32-D261-03
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目73番18の内
- 3 変更の区域  
延長 8.96メートル  
幅員 0.41メートルから  
0.45メートルまで  
面積 3.86平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月2日

◎世田谷区告示第531号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
(1) 32-D261-04  
(2) 32-D261-05
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区駒沢四丁目73番18の内  
(2) 世田谷区駒沢四丁目73番18の内
- 3 変更の区域  
(1) 延長 0.10メートル  
幅員 0.45メートル  
面積 0.04平方メートル  
(2) 延長 0.10メートル  
幅員 0.41メートル  
面積 0.04平方メートル

◎世田谷区告示第532号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D475-10
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢八丁目346番51の内
- 3 変更の区域  
延長 16.33メートル  
幅員 0.20メートルから  
0.22メートルまで  
面積 3.46平方メートル
- 4 供用開始の期日

令和2年7月2日

◎世田谷区告示第533号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年7月2日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D475-11
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢八丁目346番51の内
- 3 変更の区域  
延長 0.08メートル  
幅員 0.20メートル  
面積 0.01平方メートル

◎世田谷区告示第534号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年7月2日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定取消番号 第2846号
- 2 指定取消年月日 令和2年7月1日
- 3 指定取消の位置 世田谷区上馬四丁目143番5の一部及び143番8の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 11.00メートル
- 6 申請者氏名 横溝 喜久男

◎世田谷区告示第535号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
33-18
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢五丁目769番14の内から769番19の内まで
- 3 変更の区域  
延長 9.68メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.75平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月3日

◎世田谷区告示第536号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月3日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
33-D252-04
- 2 変更の区間  
世田谷区奥沢一丁目88番35から88番33まで
- 3 変更の区域  
延長 8.15メートル  
幅員 0.50メートル  
面積 4.11平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月3日

◎世田谷区告示第537号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区野毛二丁目329番3の内
- 3 変更の区域  
延長 18.85メートル  
幅員 0.05メートルから0.17メートルまで  
面積 2.16平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月3日

◎世田谷区告示第538号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年7月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業所の名称 デイサービスともだち
- 2 事業所の所在地 三重県伊賀市下友田2880番地の1
- 3 事業者の名称 特定非営利活動法人ともだち
- 4 指定年月日 令和2年4月26日
- 5 サービスの種類 地域密着型通所介護

◎世田谷区告示第539号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月3日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月3日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
47-5
- 2 変更の区間

世田谷区南烏山四丁目1092番11の内

3 変更の区域

- 延長 7.62メートル
- 幅員 0.12メートルから0.16メートルまで
- 面積 1.12平方メートル

4 供用開始の期日

令和2年7月3日

◎世田谷区告示第540号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘四丁目3201番2の内から3201番16の内まで
- 3 変更の区域  
延長 3.00メートル  
幅員 0.62メートル  
面積 1.87平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月6日

◎世田谷区告示第541号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
39-11
- 2 変更の区間  
世田谷区上馬四丁目789番9の内
- 3 変更の区域  
延長 4.16メートル  
幅員 0.20メートルから0.23メートルまで  
面積 0.92平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月6日

◎世田谷区告示第542号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月6日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜丘三丁目2698番34から2698番35まで

3 変更の区域  
 延長 20.01メートル  
 幅員 0.23メートルから  
 0.63メートルまで  
 面積 8.39平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月6日

◎世田谷区告示第543号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線を次のように廃止する。  
 この関係図面は、令和2年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月6日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 22-G172  
 2 廃止する起終点  
 世田谷区宮坂二丁目2131番2地先無番から2131番2地先無番まで  
 3 廃止の期日  
 令和2年7月6日

◎世田谷区告示第544号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月6日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 (1) 28-1  
 (2) 28-1  
 2 変更の区間  
 (1) 世田谷区経堂一丁目53番11の内  
 (2) 世田谷区経堂一丁目53番3の内から53番11の内まで  
 3 変更の区域  
 (1) 延長 12.91メートル  
 幅員 0.13メートルから  
 0.17メートルまで  
 面積 2.03平方メートル  
 (2) 延長 19.94メートル  
 幅員 0.11メートルから  
 0.15メートルまで  
 面積 2.66平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月6日

◎世田谷区告示第545号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月6日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 11-D202-06

2 変更の区間  
 世田谷区北沢三丁目945番22の内から945番8の内まで  
 3 変更の区域  
 延長 20.32メートル  
 幅員 0.61メートルから  
 0.64メートルまで  
 面積 12.97平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月6日

◎世田谷区告示第546号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年7月6日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月6日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区玉川二丁目1452番4の内  
 3 変更の区域  
 延長 17.49メートル  
 幅員 0.15メートルから  
 0.24メートルまで  
 面積 3.23平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月6日

◎世田谷区告示第547号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区南烏山五丁目561番138から561番7の内まで  
 3 変更の区域  
 延長 13.73メートル  
 幅員 0.63メートルから  
 0.72メートルまで  
 面積 9.31平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月7日

◎世田谷区告示第548号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 40-1  
 2 変更の区間

世田谷区弦巻二丁目27番48から27番28まで  
 3 変更の区域  
 延長 20.86メートル  
 幅員 0.06メートルから  
 0.18メートルまで  
 面積 3.30平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月7日

◎世田谷区告示第549号  
 世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年7月7日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月7日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 指定番号  
 21-D537-03  
 2 変更の区間  
 世田谷区代田三丁目460番11の内  
 3 変更の区域  
 延長 8.98メートル  
 幅員 0.07メートルから  
 0.18メートルまで  
 面積 1.18平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月7日

◎世田谷区告示第550号  
 道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
 この関係図面は、令和2年7月9日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
 令和2年7月9日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 認定番号  
 28-1  
 2 変更の区間  
 世田谷区八幡山三丁目189番17から189番46まで  
 3 変更の区域  
 延長 6.99メートル  
 幅員 1.17メートルから  
 1.19メートルまで  
 面積 8.78平方メートル  
 4 供用開始の期日  
 令和2年7月9日

◎世田谷区告示第551号  
 介護保険法(平成9年法律第123号)第82条第2項の規定による指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示する。  
 令和2年7月10日  
 世田谷区長 保坂展人  
 1 事業所の名称  
 ケアマネージャ  
 ーオフィスぼん  
 てっくす  
 2 事業所の所在地  
 東京都世田谷区  
 船橋一丁目1番



世田谷区公報

<p>1 号上原ビル1 B</p> <p>3 事業者の名称 有限会社PONT TEX</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和2年6月29 日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>2 変更の区間 世田谷区三宿一丁目129番8の内</p> <p>3 変更の区域 延長 6.40メートル 幅員 0.23メートルから 0.25メートルまで 面積 1.58平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年7月10日</p>	<p>り道路の指定をした。 なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり 担当部建築安全課において縦覧に供する。 令和2年7月15日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 第164号</p> <p>2 指定年月日 令和2年7月 14日</p> <p>3 指定する道路の種類 都市計画法（ 昭和43年法律 第100号）に よる道路</p> <p>4 指定する道路の区域 世田谷区桜上 水五丁目439 番10地先無番 から460番20 まで</p> <p>5 指定する道路の延長 328.90メー トル</p> <p>6 指定する道路の幅員 6.00メー トルから6.18メ ートルまで</p>
<p>◎世田谷区告示第552号 介護保険法（平成9年法律第123号）第 82条第2項の規定による指定居宅介護支援 事業の廃止の届出があったので、同法第85 条第2号の規定により告示する。 令和2年7月10日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 事業所の名称 ベネッセ介護セ ンター北沢</p> <p>2 事業所の所在地 東京都世田谷区 代田五丁目30番 13号ネクサス新 代田101号</p> <p>3 事業者の名称 株式会社ベネッ セスタイルケア</p> <p>4 廃止届受理年月日 令和2年7月3 日</p> <p>5 サービスの種類 居宅介護支援</p>	<p>◎世田谷区告示第555号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年7月13日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和2年7月13日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区深沢五丁目11番7地先無 番</p> <p>3 変更の区域 延長 6.08メートル 幅員 0.90メートル 面積 5.58平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年7月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第559号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年7月15日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和2年7月15日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 43-6</p> <p>2 変更の区間 世田谷区北烏山一丁目999番17</p> <p>3 変更の区域 延長 11.57メートル 幅員 0.99メートルから 1.00メートルまで 面積 11.60平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年7月15日</p>
<p>◎世田谷区告示第553号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条 第2項の規定に基づき、特別区道路線の供 用を開始する。 この関係図面は、令和2年7月10日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和2年7月10日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 (1) 40-1 (2) 36-5</p> <p>2 供用開始の区間 (1) 世田谷区北沢三丁目594番23から 594番20まで (2) 世田谷区北沢三丁目594番19</p> <p>3 供用開始の区域 (1) 延長 9.16メートル 幅員 1.29メートルから 1.33メートルまで 面積 15.51平方メートル (2) 延長 5.19メートル 幅員 1.17メートルから 1.20メートルまで 面積 6.19平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年7月10日</p>	<p>◎世田谷区告示第556号 世田谷区公共物管理条例施行規則（平成 14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規 定に基づき、区管理道路線の一部を次のよ うに廃止する。 この関係図面は、令和2年7月13日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和2年7月13日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 指定番号 34-G110</p> <p>2 一部を廃止する起終点 (旧) 世田谷区深沢五丁目11番7地 先無番から11番10地先無番ま で (新) 世田谷区深沢五丁目11番10地 先無番</p> <p>3 廃止の期日 令和2年7月13日</p>	<p>◎世田谷区告示第560号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年7月16日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和2年7月16日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区喜多見九丁目2134番1の 内から2134番15の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 17.11メートル 幅員 0.15メートルから 0.17メートルまで 面積 2.88平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年7月16日</p>
<p>◎世田谷区告示第554号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年7月10日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和2年7月10日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 28-1</p>	<p>◎世田谷区告示第557号 世田谷区住居表示に関する条例（昭和38 年10月世田谷区条例第24号）第2条の規 定により、東京都世田谷区宮坂三丁目の一 部について、令和2年8月1日から、別図(一) に示す街区の区域及び街区符号を別図(二) に示すとおり変更する。 令和2年7月13日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>別図省略</p> <p>◎世田谷区告示第558号 建築基準法（昭和25年法律第201号）第 42条第1項第4号の規定により、次のとお</p>	<p>◎世田谷区告示第560号 道路法（昭和27年法律第180号）第18条 の規定に基づき、特別区道路線の区域を次 のように変更し、その供用を開始する。 この関係図面は、令和2年7月16日から 15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理 課において一般の縦覧に供する。 令和2年7月16日</p> <p>世田谷区長 保坂展人</p> <p>1 認定番号 40-1</p> <p>2 変更の区間 世田谷区喜多見九丁目2134番1の 内から2134番15の内まで</p> <p>3 変更の区域 延長 17.11メートル 幅員 0.15メートルから 0.17メートルまで 面積 2.88平方メートル</p> <p>4 供用開始の期日 令和2年7月16日</p>



◎世田谷区告示第561号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年7月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月16日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
58-1
- 2 変更の区間  
世田谷区八幡山一丁目99番6から99番8まで
- 3 変更の区域  
延長 9.91メートル  
幅員 0.26メートルから0.32メートルまで  
面積 2.93平方メートル

◎世田谷区告示第562号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂一丁目53番10の内
- 3 変更の区域  
延長 3.17メートル  
幅員 0.13メートルから0.15メートルまで  
面積 0.44平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月17日

◎世田谷区告示第563号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年7月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G250
- 2 変更の区間  
世田谷区若林四丁目253番5の内
- 3 変更の区域  
延長 0.14メートル  
幅員 0.76メートル  
面積 0.10平方メートル

◎世田谷区告示第564号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月17日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G250
- 2 変更の区間  
世田谷区若林四丁目253番12から253番5の内まで
- 3 変更の区域  
延長 12.80メートル  
幅員 0.71メートルから1.59メートルまで  
面積 19.35平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月17日

◎世田谷区告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区駒沢四丁目3418番29の内
- 3 変更の区域  
延長 4.67メートル  
幅員 0.27メートルから0.28メートルまで  
面積 1.36平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月17日

◎世田谷区告示第566号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月17日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月17日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
(1) 28-1  
(2) 28-1
- 2 変更の区間  
(1) 世田谷区赤堤四丁目417番7の内  
(2) 世田谷区赤堤四丁目417番7の内
- 3 変更の区域  
(1) 面積 0.44平方メートル  
(2) 延長 6.66メートル  
幅員 0.16メートルから0.20メートルまで  
面積 1.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月17日

◎世田谷区告示第567号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の一部を次のよ

うに廃止する。

この関係図面は、令和2年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
45-G090
- 2 一部を廃止する起終点  
世田谷区大蔵二丁目141番4地先無番
- 3 廃止の期日  
令和2年7月20日

◎世田谷区告示第568号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-D298-10
- 2 変更の区間  
世田谷区羽根木一丁目1674番99の内
- 3 変更の区域  
延長 6.74メートル  
幅員 0.59メートルから0.63メートルまで  
面積 4.18平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月20日

◎世田谷区告示第569号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月20日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
39-24
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷三丁目460番13の内
- 3 変更の区域  
延長 13.51メートル  
幅員 0.15メートルから0.19メートルまで  
面積 2.24平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月20日

◎世田谷区告示第570号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月20日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区喜多見三丁目4198番8

3 変更の区域  
延長 17.44メートル  
幅員 0.21メートルから  
1.12メートルまで  
面積 8.97平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月20日

◎世田谷区告示第571号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月20日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区砧一丁目368番86の内から368番84の内まで

3 変更の区域  
延長 14.68メートル  
幅員 0.51メートルから  
0.52メートルまで  
面積 7.63平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月20日

◎世田谷区告示第572号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
34-35

2 変更の区間  
世田谷区砧八丁目53番15の内

3 変更の区域  
延長 16.09メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.91平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月21日

◎世田谷区告示第573号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号

28-1

2 変更の区間  
世田谷区太子堂五丁目163番8の内

3 変更の区域  
延長 5.97メートル  
幅員 0.10メートルから  
0.17メートルまで  
面積 0.85平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月21日

◎世田谷区告示第574号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上馬四丁目32番12の内

3 変更の区域  
延長 11.84メートル  
幅員 0.49メートルから  
0.50メートルまで  
面積 5.90平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月21日

◎世田谷区告示第575号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区上北沢一丁目658番1の内

3 変更の区域  
延長 9.35メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 6.02平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月21日

◎世田谷区告示第576号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和2年7月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
56-8

2 変更の区間

世田谷区給田二丁目653番1

3 変更の区域  
延長 12.20メートル  
幅員 0.12メートルから  
0.32メートルまで  
面積 2.06平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月21日

◎世田谷区告示第577号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の5第2項及び第115条の15第2項の規定による指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条の11第2号及び第115条の20第2号の規定により告示する。

令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
優っくり小規模多機能介護三軒茶屋

2 事業所の所在地  
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目32番14号

3 事業者の名称  
社会福祉法人奉優会

4 廃止届受理年月日  
令和2年7月2日

5 サービスの種類  
小規模多機能型居宅介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第578号

介護保険法(平成9年法律第123号)第78条の2第1項の規定により指定地域密着型サービス事業者を指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示する。

令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 事業所の名称  
優っくり看護小規模多機能介護三軒茶屋

2 事業所の所在地  
東京都世田谷区三軒茶屋二丁目32番14号

3 事業者の名称  
社会福祉法人奉優会

4 指定年月日  
令和2年8月1日

5 サービスの種類  
看護小規模多機能型居宅介護

◎世田谷区告示第579号

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)第27条第1項ただし書の規定に基づき、農業委員会総会を次のとおり開催する。

令和2年7月22日  
世田谷区長 保坂展人

1 開催日時  
令和2年8月7日(金)  
午後2時

2 開催場所  
世田谷区役所第2庁舎4階 世田谷区議会大会議室

3 議題

- (1) 会長及び同職務代理の互選について
- (2) その他

◎世田谷区告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1135番1の内から1137番21まで
- 3 変更の区域  
延長 20.06メートル  
幅員 0.67メートルから  
0.74メートルまで  
面積 14.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月22日

◎世田谷区告示第581号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区大原一丁目1135番1の内
- 3 変更の区域  
延長 0.07メートル  
幅員 0.74メートル  
面積 0.05平方メートル

◎世田谷区告示第582号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
50-14
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂五丁目899番17の内
- 3 変更の区域  
延長 8.36メートル  
幅員 0.01メートルから  
0.04メートルまで  
面積 0.25平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月22日

◎世田谷区告示第583号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
23-D262-07
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂五丁目899番17の内
- 3 変更の区域  
延長 8.23メートル  
幅員 0.57メートル  
面積 4.76平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月22日

◎世田谷区告示第584号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月22日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区深沢八丁目116番185
- 3 変更の区域  
延長 10.01メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.52メートルまで  
面積 4.97平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月22日

◎世田谷区告示第585号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田一丁目368番13の内から368番6の内まで
- 3 変更の区域  
延長 13.67メートル  
幅員 0.10メートルから  
0.12メートルまで  
面積 1.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月27日

◎世田谷区告示第586号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次

のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月27日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区経堂二丁目283番11の内
- 3 変更の区域  
延長 19.52メートル  
幅員 0.44メートルから  
0.61メートルまで  
面積 10.70平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月27日

◎世田谷区告示第587号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜新町一丁目430番39
- 3 変更の区域  
延長 6.38メートル  
幅員 0.59メートルから  
0.64メートルまで  
面積 3.83平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月28日

◎世田谷区告示第588号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月28日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-5
- 2 変更の区間  
世田谷区北鳥山三丁目1748番2の内
- 3 変更の区域  
延長 27.38メートル  
幅員 0.72メートルから  
1.80メートルまで  
面積 25.74平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月28日

◎世田谷区告示第589号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月29日から

# 世田谷区公報

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
46-9
- 2 変更の区間  
世田谷区八幡山三丁目150番81
- 3 変更の区域  
延長 13.71メートル  
幅員 0.97メートルから  
0.99メートルまで  
面積 13.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月29日

## ◎世田谷区告示第590号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
45-31
- 2 供用開始の区間  
世田谷区八幡山三丁目202番27
- 3 供用開始の区域  
延長 11.20メートル  
幅員 1.18メートル  
面積 13.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月29日

## ◎世田谷区告示第591号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、次のとおり道路の指定をした。

なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。

令和2年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
第165号
- 2 指定年月日  
令和2年7月28日
- 3 指定する道路の種別  
道路法（昭和27年法律第180号）による道路
- 4 指定する道路の区域  
世田谷区上北沢三丁目1110番169から1110番127の内まで
- 5 指定する道路の延長  
188.68メートル
- 6 指定する道路の幅員  
4.04メートルから4.07メートルまで

## ◎世田谷区告示第592号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区太子堂五丁目220番7の内から220番12の内まで
- 3 変更の区域  
延長 11.61メートル  
幅員 0.17メートルから  
0.20メートルまで  
面積 2.21平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月29日

## ◎世田谷区告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区南烏山一丁目197番4の内から197番26の内まで
- 3 変更の区域  
延長 13.02メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで  
面積 2.23平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月29日

## ◎世田谷区告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更する。

この関係図面は、令和2年7月29日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月29日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区南烏山一丁目197番26の内
- 3 変更の区域  
延長 0.06メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 0.01平方メートル

## ◎世田谷区告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
36-27
- 2 変更の区間  
世田谷区下馬六丁目60番18から60番43まで
- 3 変更の区域  
延長 15.61メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.81平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月30日

## ◎世田谷区告示第596号

世田谷区公共物管理条例施行規則（平成14年3月世田谷区規則第45号）第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
43-D530-01
- 2 変更の区間  
世田谷区祖師谷四丁目332番36の内
- 3 変更の区域  
延長 9.61メートル  
幅員 0.47メートルから  
0.50メートルまで  
面積 4.74平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月30日

## ◎世田谷区告示第597号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月30日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区八幡山三丁目175番10の内から175番32の内まで
- 3 変更の区域  
延長 29.56メートル  
幅員 0.00メートルから  
0.26メートルまで  
面積 5.09平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月30日

## ◎世田谷区告示第598号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月30日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月30日  
世田谷区長 保坂展人

1 認定番号  
28-1

2 変更の区間  
世田谷区北烏山五丁目2288番86

3 変更の区域  
延長 5.52メートル  
幅員 1.00メートル  
面積 5.06平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月30日

◎世田谷区告示第599号

次のとおり都市公園の区域を変更するので、世田谷区立公園条例(昭和33年4月世田谷区条例第4号)第2条の2の規定に基づき告示する。

令和2年7月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称 世田谷区立烏山川緑道
- 2 位置 東京都世田谷区三宿二丁目28番17号先
- 3 区域 別紙案内図のとおり
- 4 変更の期日 令和2年7月31日

別紙省略

◎世田谷区告示第600号

世田谷区公共物管理条例施行規則(平成14年3月世田谷区規則第45号)第7条の規定に基づき、区管理道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 指定番号  
21-G243
- 2 変更の区間  
世田谷区若林四丁目212番5の内
- 3 変更の区域  
延長 7.45メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 4.73平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和2年7月31日

◎世田谷区告示第601号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和2年7月31日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和2年7月31日

世田谷区長 保坂展人

- 1 認定番号  
28-1
- 2 変更の区間  
世田谷区北沢二丁目1012番5の内
- 3 変更の区域

延長 18.06メートル  
幅員 0.61メートルから  
0.84メートルまで

面積 13.32平方メートル

4 供用開始の期日  
令和2年7月31日

公 告

◎世田谷区公告第45号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに世田谷区に意見書を提出することができる。

令和2年7月1日

世田谷区長 保坂展人

- 1 都市計画の種類  
東京都計画緑地 第64号成城みつ池緑地
- 2 都市計画を定める土地の区域  
変更する部分  
世田谷区成城四丁目地内
- 3 縦覧場所  
世田谷区都市整備政策部都市計画課及び世田谷区みどり33推進担当部みどり政策課並びに世田谷区世田谷総合支所街づくり課、世田谷区北沢総合支所街づくり課、世田谷区玉川総合支所街づくり課及び世田谷区烏山総合支所街づくり課
- 4 縦覧期間  
令和2年7月1日から同年7月15日まで
- 5 意見書の提出先  
世田谷区都市整備政策部都市計画課

◎世田谷区公告第46号

住民基本台帳の一部の写しの閲覧の状況について、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第11条第3項及び第11条の2第12項の規定に基づき、別紙のとおり公表する。

令和2年7月7日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第47号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第6条の4第1項の規定に基づき地籍調査を次のとおり実施するので、同法第7条の規定により公告する。

令和2年7月8日

世田谷区長 保坂展人

- 1 事業計画が定められた年月日  
令和2年5月26日
- 2 調査を実施する者の名称  
世田谷区
- 3 調査地域  
世田谷区喜多見六丁目の一部

世田谷区若林一丁目の一部  
世田谷区喜多見三丁目の一部

4 調査面積  
0.11平方キロメートル

5 調査内容  
地籍調査

6 調査期間  
令和2年7月8日から令和3年3月12日まで

◎世田谷区公告第48号

世田谷区行政手続条例(平成7年9月世田谷区条例第47号)第13条第1項に規定する聴聞を実施するので、世田谷区聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年9月世田谷区規則第167号)第6条の規定に基づき、別紙のとおり公告する。

令和2年7月10日

世田谷区長 保坂展人

別紙省略

◎世田谷区公告第49号

建築協定に加わる意思表示があったことについて

世田谷区建築基準法施行細則(昭和58年3月世田谷区規則第19号)第41条第2項の規定による建築協定加入届の提出があったので、建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第75条の2第3項の規定により当該届出に係る土地の区域を届出があった時以降世田谷区桜丘3丁目松が根建築協定区域とするとともに、同条第4項の規定において準用する法第73条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、この新たな建築協定区域を含めた建築協定書は、法第75条の2第4項の規定において準用する法第73条第3項の規定により、一般の縦覧に供する。

令和2年7月15日

世田谷区長 保坂展人

- 1 名称  
世田谷区桜丘3丁目松が根建築協定
- 2 新たに建築協定区域に加わった土地の区域(地名地番)  
東京都世田谷区桜丘三丁目2711番15
- 3 建築協定区域(地名地番)  
東京都世田谷区桜丘三丁目2711番8、2711番9、2711番11、2711番14、2711番15、2711番16及び2711番20
- 4 建築協定区域隣接地の区域(地名地番)  
東京都世田谷区桜丘三丁目2710番4、2711番13、2711番19、2711番22、2711番34及び2711番35
- 5 建築協定に加わる意思表示日  
令和2年6月15日
- 6 縦覧の場所  
世田谷区世田谷総合支所街づくり課

◎世田谷区公告第50号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の規定に基づき許可した次の開

世田谷区公報

発行行為に関する工事は、完了した。  
令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名
東京都世田谷区 上用賀四丁目 155番1 155番3 155番4 155番5 155番6 155番7 155番8 155番9 155番10 155番11	東京都千代田区 丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

◎世田谷区公告第51号  
開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。  
令和2年7月21日  
世田谷区長 保坂展人

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称	2 許可を受けた者の住所及び氏名の住所及び氏名
東京都世田谷区 上用賀六丁目 135番3 135番23 135番24 135番25 135番26 135番27 135番28 135番29	東京都千代田区 丸の内二丁目4番1号 株式会社オープンハウス・ディベロップメント 代表取締役 福岡良介

規則(教)

次に掲げる規則を公布する。  
令和2年7月15日  
世田谷区教育委員会

世田谷区教育委員会規則第20号  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部

を改正する規則  
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成12年3月世田谷区教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。  
附則に次の1条を加える。  
第8条 令和2年度における第27条第1項の規定の適用については、同項中「7月1日から9月30日まで」とあるのは、「7月1日から11月30日まで」とする。  
附則  
この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の規定は、令和2年7月1日から適用する。

告示(教)

◎世田谷区教育委員会告示第2号  
世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和2年4月1日世田谷区教育委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。  
令和2年7月1日  
世田谷区教育委員会  
本則の表学校警備補助員の項を次のように改める。

学校警備補助員	日額	1,885円から18,615円までの額	377円から3,723円までの額	2,262円から22,338円までの額
---------	----	---------------------	------------------	---------------------

告示(選)

◎世田谷区選挙管理委員会告示第22号  
令和2年6月18日世田谷区選挙管理委員会告示第16号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。  
令和2年7月1日  
世田谷選挙管理委員会  
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第23号  
令和2年6月18日世田谷区選挙管理委員会告示第16号にて告示した期日前投票所における投票管理者の一部を次のとおり変更した。  
令和2年7月1日  
世田谷選挙管理委員会  
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第24号  
令和2年6月18日世田谷区選挙管理委員会告示第15号にて告示した投票管理者の一部を次のとおり変更した。  
令和2年7月4日  
世田谷選挙管理委員会  
以下省略

◎世田谷区選挙管理委員会告示第25号  
公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の規定により本区の選挙人名簿から抹消した者のうち、同条第4号の規定に該当するものを別紙のとおり告示する。

令和2年7月5日  
世田谷区選挙管理委員会  
別紙省略

告示(農)

◎世田谷区農業委員会告示第7号  
農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第1項の規定に基づき、第36回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。  
令和2年7月21日  
世田谷区農業委員会会長  
高橋昌規  
1 開催日時 令和2年7月28日（火）午後3時  
2 開催場所 世田谷区役所第2庁舎第5委員会室  
3 審議事項  
(1) 第1号議案 農地法に基づく許可申請について  
(2) 第2号議案 農地法に基づく転用届出について  
(3) 第3号議案 その他の事項について

--	--	--



--	--	--